女性の美を追求するお手伝い、エステサロンに通うこと自体にあこがれる女性も多いのではない
でしょうか？
美しくなることができるのなら、と100万円近くのエステ契約をされる女性も少なくありません。
しかし、当初は最後まで施術を受けるつもりだったものでも、
仕事が忙しくなってしまったり、支払いが苦しくなってしまったり、
引越しで通えなくなってしまったり、、、
様々な理由により、途中で施術に通わなくなるケースもあります。
ここで、そのままエステ契約を放置される方が多くいらっしゃいます。
いつでも解約できるだろう、と思われるようです。
しかし、
エステの中途解約には期限があります。
この期限を過ぎると、基本的に解約はできなくなります。
エステの契約書をご確認いただき、
書面での解約通知を求めている場合には、書面による解約通知をしておくことをお薦めします。
当事務所では、内容証明による解約書面の作成、発信をお手伝いします。
無料相談もサポートに含まれていますので、安心してご依頼いただけます。
■関連情報
エステ解約相談ドットコム
http://esute-sos.com/
エステ中途解約サービス
http://esute-sos.com/kaiyaku/
大手エステサロン解約の案内
http://esute-sos.com/elleseine/
■お問合せ
阿部行政書士事務所
代表 阿部貴子
電話 ０２９－８５７－１１１６